岡崎市週休2日モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な 課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このた め、岡崎市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、 建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

(定義)

- 第2条 週休2日モデル工事(以下「モデル工事」という。)とは、対象期間において、曜日及び理由にかかわらず休工とした日の日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の工事をいう。
- 2 対象期間とは、現場施工に着手した日(準備期間は含まない。)から現場施工が完了した日(片付け期間は含まない。)までとする。ただし、夏季休暇3日間、 年末年始休暇6日間、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災 に対する突発的な対応期間は除くものとする。

(対象工事)

- 第3条 岡崎市の発注工事で、令和4年4月1日以降に新規に契約する次に掲げる 工事を対象とする。ただし、建築工事及び設備工事並びにこれらに関連する工事 を除く。
 - (1) 発注者指定型

次に掲げる条件を全て満たす工事の中から指定する。

- ア 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- イ 設計金額が1,000万円以上の工事
- ウ 緊急性がない工事
- (2) 受注者希望型

発注者指定型以外の対象期間が90日以上の工事とする。ただし、災害復日 工事等発注者がモデル工事になじまないと判断した工事を除く。

(取組内容)

- 第4条 モデル工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 発注者指定型

受注者は、施工計画書の提出時に、休工計画表(別紙1)(以下「計画表」という。)を発注者に提出し、確認を得る。

(2) 受注者希望型

ア 受注者は、モデル工事に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、計画表を作成し、発注者と協議する。

- イ 発注者は、アの協議があった場合には、計画表を確認し、当該工事がモ デル工事として可能か判断し、回答する。
- 2 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

(実施報告)

第5条 受注者は、計画表に休工状況を記入し、前月までの状況を毎月5日までに 発注者に提出しなければならない。その際、併せて非対象期間を明示するものと し、発注者は、これを確認する。

(工事費の積算)

- 第6条 発注者は、モデル工事の取組を推進するため、対象期間内の休工日数の割合が28.5% (8日/28日)以上の場合には、次により補正を行うものとする。
 - (1) 補正率

次に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、現場作業を伴 わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

ア 労務費 1.05

- イ 機械経費(賃料) 1.04
- ウ 共通仮設費率 1.04
- 工 現場管理費率 1.06
- (2) 補正方法等
 - ア 発注者指定型

当初設計から対象期間内の休工日数の割合が28.5% (8日/28日)以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を確認後、未達成となった場合は、補正分を減額し、変更契約するものとする。

イ 受注者希望型

休工状況を確認後、変更設計時に補正係数を乗じ、変更契約するものと する。

(工事成績評定)

- 第7条 発注者は、対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の休工 日数の割合が28.5% (8日/28日)以上の場合には、当該工事の工事成績評定で 加点評価するものとする。
- 2 発注者は、対象期間内の休工日数の割合が28.5%未満の場合であっても、工事 成績評定の減点は行わないものとする。

(取組証の発行)

- 第8条 発注者は、前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、速やかに受注者に対して週休2日モデル工事取組証(様式1)を発行するものとする。 (工事名)
- 第9条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記す

る。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。